

東海道五十三次 27 番目の宿場



2026(令和8)年7月17日
袋井市長定例記者会見資料
総務部 総務課

～市民の新たなニーズへの対応と職員の働き方改革を両立～
10月1日(木)から窓口開庁時間を変更します

◇袋井市では、業務改善や企画立案に専念する時間を確保し、職員の創意工夫を引き出すことで各種施策を着実に推進し、市民サービスの質の向上を図るとともに、慢性的な時間外勤務を減らしワークライフバランスの向上を図ることで、職員のエンゲージメント(自発性など)を高め、能力を十分発揮できる体制を整備する「職員の働き方改革」を推進することを目的に、2026(令和8)年10月1日(木)から試行的に、窓口開庁時間を9時から16時までに変更します。

【概要】

1. 実施日時 : 2026(令和8)年10月1日から試行(※)

※試行後の状況を踏まえ、2027(令和9)年4月1日から本格実施予定。

2. 変更後の窓口開庁時間

➤ 現行 : 8時30分から17時15分まで

➤ 変更後 : 9時から16時まで(現行から1時間45分短縮)

✓ ただし、窓口開庁時間内に受け付けた手続や相談業務が完了していない場合は、窓口開庁時間に関わらず継続して対応します。また、緊急を要する場合や、各所属の判断により対応することが適切であると判断された場合についても、現行の対応と同様に窓口開庁時間に関わらず対応します。

3. 対象施設

(1) 袋井市役所(市民ギャラリー、ロビー、会議室は除く)

(2) 浅羽支所

(3) 教育会館(交流・自主学習コーナー、会議室は除く)

(4) こども若者家庭センター

(5) 総合健康センター

(6) 袋井市防災センター(袋井消防本部・消防署は除く)

4. 窓口開庁時間の変更理由

(1) 市役所に来なくても手続可能な「証明書コンビニ交付サービス」や「電子申請(オンライン申請)」などが普及してきているため。

(2) これまで窓口開庁時間と勤務時間が同一であったことから、慢性的な時間外勤務が発生していたが、これを解消し働きやすい職場環境を整備することで、選ばれる「市役所」となる取組の1つとして実施するため。

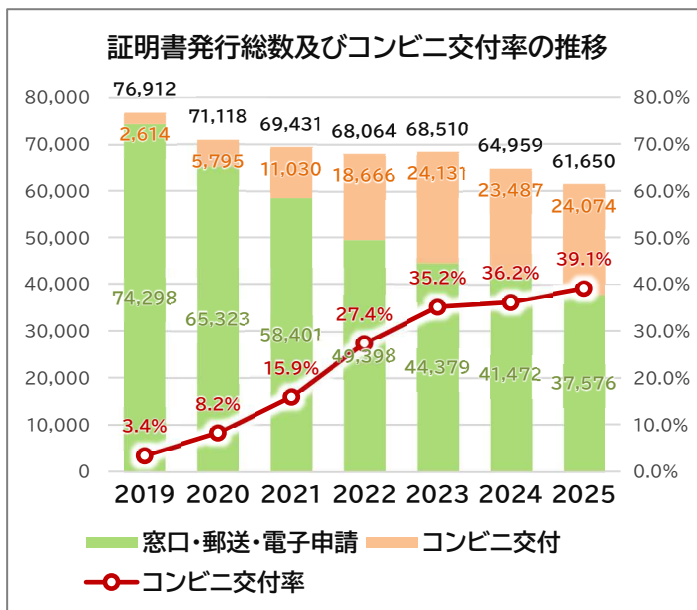
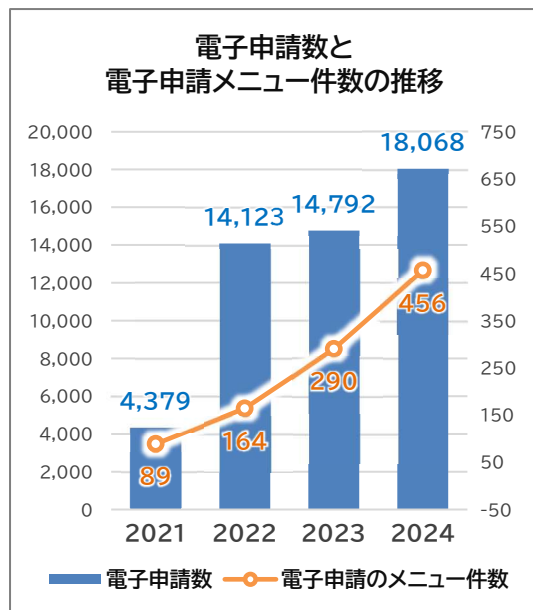
窓口開庁時間変更までの取組など

1. 各種手続の電子化を段階的に整備

電子申請可能な手続

◇妊娠の届け出 ◇保育所等の入所申込 ◇給水届(開始・中止) など

これまで、申請者が住民票等の交付申請の際には、市役所等の窓口で直接出向いて申請を行う必要がありましたが、「証明書コンビニ交付サービス」や「電子申請(オンライン申請)」など、市役所に足を運ばず、夜間や休日でも手続できる環境を段階的に整備してきました。



2. 来庁者数・来庁時間帯の把握

窓口への来庁者の人数や時間帯を把握するため、特に来庁者が多い市民課窓口において、次のとおり調査を実施しました。

- 調査期間：2025(令和7)年8月12日～8月29日の13日間〈お盆の繁忙期とその後の閑散期〉
- 調査方法：市役所本庁舎1階の市民課窓口において、手続内容と時間帯をカウント

